

平成30年6月5日に産業建設委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

・生産性向上特別措置法施行に伴う固定資産税の課税免除について

～内容～

中小企業が生産性向上のための設備投資の促進を目的とした生産性向上特別措置法等に基づき、中小企業者が総社市の認定を受けた先端設備等導入計画により取得した先端設備等に係る固定資産税の課税免除について調査を行いました。

～質疑～

問：今回の課税免除制度を設けることとした経緯についてはどうか。

答：平成30年4月に中小企業庁が実施したアンケートの段階では、自治体の基幹税である固定資産税を用いた国の政策に異を唱えており、本市独自の設備投資の促進を図る補助金の創設を考えていた。しかし、固定資産税の軽減措置を設けることにより、企業の申請する国の補助金の優先採択条件となっていること。また、全国的にほぼ全市が実施することや減収分の一部が交付税措置されることなどを考慮し制度を設けることとした。

問：対象となる先端設備等を購入するための補助金などの検討についてはどうか。

答：本市では先端設備等購入のための資金に対する補助は行わない予定のため、資金調達にあたっては借入れ等の企業の努力で行っていただきたい。

問：国の補助金の申請は間に合うのか。

答：ものづくり補助金については、1次公募で申請された市内企業は優先採択等の対象外だが、7月上中旬に開始される2次公募では優先採択や補助率のかさ上げ等の対象となる予定である。小規模事業者持続化補助金については、1次公募で申請された市内企業は優先採択等の対象外であり、現段階では2次公募の予定はない。IT導入支援事業については、今後、2次、3次公募があるため優先採択等の対象となる予定である。

問：中小企業者に対する計画目標達成結果の確認方法についてはどうか。

答：生産性の向上率が年平均3%未満であっても罰則や計画の認定を取り消すことはないが、国がアンケート調査を行う予定であり、確認は本市でも行う予定としている。

・地域再生法の一部改正に伴う固定資産税特例措置の延長について

～内容～

地域再生法に基づき、企業の地方拠点化を促進し、安定した雇用の創出を通じて、地方へ

の新たな人の流れを生み出すことを目指した「晴れの国おかやま本社機能移充計画」により整備した設備等の固定資産税特例措置の延長について調査を行いました。

～質疑～

問：本社移転等に係る PR や問い合わせの状況についてはどうか。

答：本社が東京 23 区内にあるにかかわらず、市内の企業に対し本社機能の移転を機会がある毎にお願いしている。問い合わせで本社の移転の話は今のところない。

問：市内の若者が総社市で働ける環境づくりについてはいかがか。

答：業種によって、正社員の割合が大きく異なる。今後、企業誘致を行うにあたっては、正社員の割合が高い企業を優先することも必要だと考える。

問：県内他市町村の状況についてはいかがか。

答：岡山県に確認した結果、移転型事業については岡山市で 1 件であり、拡充型事業は岡山市で 4 件、倉敷市で 2 件の計 6 件であった。